

マネーロンダリング規制下でも続く グローバル銀行の不祥事

川 本 明 人

(受付 2020年 10月 28日)

目 次

はじめに

- I オフショア金融センターの特徴と発展
 - II タックスヘイブンを利用する多国籍企業と富裕層
 - III マネーロンダリング規制の強化と銀行活動
 - IV ウェルス・マネジメントの隆盛
 - V グローバル銀行の不祥事
- むすび

は じ め に

パナマの法律事務所「モサック・フォンセカ」から2016年に流出した内部文書であるいわゆる『パナマ文書』には、タックスヘイブンを利用した脱税や所得隠しの疑いがもたれるデータ2.6テラ分が記載されており、あらためてタックスヘイブンやオフショア市場の不透明性が浮き彫りにされた。その翌年には、いわゆる『パラダイス文書』と名付けられたバミューダ会計事務所の秘密文書が漏洩し、公表された。さらに2020年9月には、グローバル銀行によるマネーロンダリングを含む疑わしい銀行取引2,100以上のレポート（不審行為報告書：SAR）が、FinCEN¹⁾ ファイルとして公にされた。表1にまとめたこれらの文書は、いずれも国際調査報道ジャーナリスト連合ICIJによって分析・整理が行われ、データが世界に発信されている。

舞台となったパナマやバミューダは、タックスヘイブンと言われている。タックスヘイブンは、字義通り解釈すれば、企業や個人が本来納めるべき税金を回避するための場所である。タックスヘイブンに関して包括的な研究成果を著した Palan, et al. (2010) は、タックスヘイブンを、実際の活動がほとんどない『架空』センターあるいは「立法スペース」と特徴付けている²⁾。要は低税率の地域に登録をすることで、税を逃れることであるが、問題は、こうしたタックスヘイブンの秘密主義である。そのため、これまで IMF, OECD, EU などが、

1) FinCEN は、アメリカの金融犯罪取締ネットワーク (Financial Crime Enforcement Network)。

2) Palan, et al. (2010), 邦訳書, 55-56頁。

表 1 タックスヘイブン・マネーロンダリング関連文書

文書名	公表	流出元	所在地	データ容量
スイスリークス	2015年	HSBC	スイス	10万人分顧客データ
パナマ文書	2016年	モサック・フォンセカ	パナマ	2.6テラ
パラダイス文書	2017年	アップルビー	バミューダ	1.4テラ
FinCEN ファイル	2020年	FinCEN	アメリカ	2,100以上の報告書

(出所) ICIJ の HP などによる。

さまざまな対策を講じてきた。

重要な点は、こうしたタックスヘイブスが、オフショア市場として国際金融取引と相当以前から関わってきたことである。ユーロダラー市場やオフショア金融センターと言われた市場は、国家による金融取引の規制を回避し、自由取引が保証された場所であった。これらが租税回避の仕組みと合体して、オフショア市場の中にタックスヘイブンの要素が自然に取り込まれた。逆に、いくつかのタックスヘイブンは国際金融取引の主要な拠点ともなった。Murphy (2017) が主張するように、タックスヘイブンは金融システムから外れた孤立した秘密の存在としてあるのではなく、世界的な金融構造にしっかりと統合されているのである³⁾。

そして、こうした金融オフショアセンターやタックスヘイブンを巧みに使って不正送金や脱税、マネーロンダリングも行われ、金融機関がそれらを結果的にほう助した事件がたびたび発覚している。とりわけ、巨大金融機関を巡るこうした不祥事が、減どころかますます多発するようになった。世界金融危機では、多くの金融機関やトレーダーの、自らの利益拡大だけを求めて投機的取引にひた走った強欲的な姿勢が指弾されたにもかかわらず、依然として公正さを失ったり、モラルを外れたりする行為が生起している。

本稿では、まず第 I 節で、オフショア金融センターの特徴をあげ、その発展過程を追う。第 II 節で、タックスヘイブンを利用する多国籍企業と富裕層についてみる。第 III 節で、マネーロンダリング対策としての規制の強化について述べる。第 IV 節では、タックスヘイブンと関わるウェルス・マネジメントについて触れる。第 V 節では、グローバル銀行を中心とする不祥事の実態を振り返る。

I オフショア金融センターの特徴と発展

まず、オフショア金融センターについてみておこう。オフショア金融センター (Offshore Financial Center : 以下 OFC と表記)⁴⁾ を今日どのように定義するかは、きわめて難しい問題

3) Murphy (2017), 邦訳書, 5 頁。

4) OFC という表記以外にも, International Financial Center (IFC), International Banking Facilities (IBFs), Offshore Banking Center (OBC), International Banking Center (IBC) などと言われるこ

と言える。オフショア市場はすでに1960年代頃のユーロダラー市場に代表されるように、国内金融規制が及ばない自由取引市場という性格を持つものとして存在していた。オフショア市場の利用は、取引がより有利で、低コスト化や効率性が追求できれば金融機関にとって当然のことであり、その拡大については特段の驚きでもない。換言すれば、世界の主要金融センターから、ヨーロッパや中南米の小国、カリブ海域等のオフショア市場へと国際金融取引が広がっていったことは、金融グローバル化の取引をみる上で、重要な論点と言える。

今日では、金融のグローバル化とともに金融規制の緩和がスタンダード化し、至る所でオフショア金融市場という性格を持つ市場が存在している。しかも、オフショア金融市場とほぼ同義の地域や国がタックスヘイブンともよばれ、税務やマネーロンダリングの視点から大きな関心を持たれている。先に示したタックスヘイブンの包括的研究著である Palan, et al. (2010) によると、タックスヘイブンと OFC は異なる目的のために発達したにもかかわらず、両者の区別は実際には難しいとされている。「あまり軽蔑的ではない『オフショア金融センター』(OFC) という呼称なら受け入れる覚悟ができていくタックスヘイブン」もあり⁵⁾、タックスヘイブンよりも OFC の方が一般に好まれる表現ともなっている。

OFC の特徴に関して Zoromé (2007) は、これまでの研究をサーベイして、IMF の *Working Paper* で次のようにまとめている。(1) 非居住者向けのビジネスを主たる方向としていること、(2) 望ましい規制環境であること、(3) 低率かゼロに近い税制度であること。これらを前提に、より特徴を語る定義として次のように述べている。「OFC とは、非居住者に対して、国内経済の規模や金融力と比較して不釣り合いな大ききで（保険サービスを含む）金融サービスを提供する国または法域である」⁶⁾。すなわち、OFC とは、もともと国内金融市場と遮断して、国内規制の及ばない、非居住者向けの金融サービスを提供する市場を有する金融センターとして設立されたものであった。

オフショア市場の発展を大きく促したものとして、1970年代から1980年代にかけて、取引が急拡大したユーロダラー市場の存在がある。ユーロダラー市場は、1950年代にロンドンでイギリスのミッドランド銀行によって始められ、これをイングランド銀行が黙認したという経緯がある⁷⁾。また、ポンド圏諸国が、相互の貿易金融をロンドンの銀行に求めた結果、イギリス国内の資本流出規制下で、ドル融資でこれに応じたこともあった⁸⁾。当時のユーロダラーに対するイギリス当局の態度は必ずしもはっきりしたものではなかったが、次第にユー

ともあるが、それらは本稿ではほぼ OFC と同様の内容を示すものととらえる。

5) Palan, et al. (2010), 邦訳書, 59頁。

6) Zoromé (2007), pp. 6-7. なお、オフショア市場について、国際的投資ポジション資産が、GDP の50%以上か10億ドル以上ある法域と定義したこともある。

7) Cf. Schenk (1998).

8) 宅和公志 (2001), 38頁。

ロダラーが、イギリスにとって有益であるという認識に変わっていった⁹⁾。

1980年代になると、金融自由化の波を受けて、アメリカを中心に金融証券化（セキュリタイゼーション）が急速に浸透した。銀行の貸付債権が、モーゲージ担保証券などABS（Asset Backed Securities）に転換され、資本市場での取引が始まった。ユーロ市場においても、証券化がますます進んでユーロ債が増大し、さらにシンジケートローンも拡大した。国際通貨ドルは、アメリカからロンドンのユーロ市場、さらに途上国取引へと広がり、世界の主要金融市場でグローバルに使われた。かくして、ユーロ市場では、当初、銀行のホールセール取引を中心としたユーロバンキング業が主役であったが、すぐに種々の金融仲介機関が参入し、金融イノベーションによる金融取引や新たな金融商品が生まれる土壌を形成していった¹⁰⁾。ユーロ市場と類似の性質を持つ市場が世界的に広がり、OFCを世界に点在させたと言える。

日本でオフショア市場が話題になったのは、円の国際化および東京市場の国際化を推進するために構想された、1986年の東京オフショア市場（Japan Offshore Market, 略称JOM）の発足前後である。この頃すでにユーロ市場は大きく拡大し、アメリカでもIBF（International Banking Facilities）が1981年に発足したことから、日本でのオフショア取引を活発にすることで、東京の国際金融センターとしての強化が図られた。

以上のような発展過程を踏まえ、オフショア市場の類型として、かつてその発生形態から分類されたこともあった。たとえば及能（1986）では、①自然発生的に生成発展したオフショア市場（ロンドン型）、②法制的または人為的に機能を与えられて創設された市場（ニューヨーク型）、③課税減免を誘因として誕生した市場（タックスヘイブン型）の三つに分類されていた¹¹⁾。しかしながらその後、金融市場のグローバル化が急速に進展し、金融自由化、規制緩和とともにさまざまな金融商品が生み出されるにつれて、膨大な資金が自由に世界を駆け巡るようになった。オフショア市場間の競争も生まれ、国家や地域の法制度、規則などがそれに加わり、オフショア市場の内実が容易に類型化できないような状況が生み出されて現在に至っている。

では今日、OFCは具体的にどこであろうか。この問いに対して、明確な解答を出すことは容易ではない。OFCに関してこれまでさまざまに定義付けが試みられ、IMFも2008年頃まで、OFCとみられる国や地域のリストを公表したことがある。ただし、現在IMFは、こうした特定の国や地域を挙げることはしていない¹²⁾。また、OECDもかつて、活発なタックスヘイブンのリスト（The List of Uncooperative Tax Havens）を発表したり、有害な税（harmful

9) この評価の歴史的経緯を詳細に述べたものとして、金井雄一（2014）、第6章、参照。

10) ユーロ市場のイノベーションについては、入江恭平（2019）、参照。

11) 及能正男（1986）、25頁以下。

12) これについては、Zoromé（2007）、およびIMF（2019）参照。

表2 主なオフショア金融センターに対する国別銀行対外債権（2020年3月末）

（単位：100万ドル）

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	スイス	銀行対外債権合計
ケイマン諸島	835,035	490,357	53,464	76,515	81,484	1,762,448
香港	86,529	81,472	497,514	37,746	60,029	1,055,710
ジャージー島	23,189	13,132	23,664	5,625	7,453	108,061
バミューダ	28,265	19,943	7,083	9,101	4,816	100,626
パナマ	37,978	6,252	1,405	5,094	7,364	79,212
バハマ	1,626	12,461	3,577	2,505	16,591	63,635

（出所）BIS, International Banking Statistics より作成。

tax) 制度を実施している国や地域を監視する試みも行ったりしていたが、今日では取り下げている。

とは言え、いくつかの OFC やタックスヘイブンと言われる国・地域を、特徴をあげてピックアップすることは可能である¹³⁾。そこで、そうした国や地域と主要国銀行の資金取引状況を確認しておこう。表2は、BISの国際銀行統計から、日本、アメリカ、イギリス、フランス、スイスの銀行の、主要 OFC に対する銀行債権の額をみたものである。各国のグローバル銀行は、たとえばケイマン諸島に対して合計1兆7,624億ドルときわめて大きな対外債権を有している。その中で日本は47.4%と高い比率を有して、最大の保有国となっている。ケイマン諸島は、1976年に秘密関係法が施行され、金融専門家が保有する機密情報の開示が禁止された。そして、登記されている法人数やファンド等の住所地数でも群を抜く数字となっており、記帳センターとしてのオフショアとして発展してきた。

なお、財務省統計によると、日本のケイマン諸島に対する対外証券投資残高は、2019年末で103兆4,567億円となっている。このうち、株式・投資ファンド持分が約80兆円、債券が約23兆円となっている。日本の証券投資残高合計が2019年末で503兆円であることから、ケイマン諸島への投資がファンド等を中心にきわめて積極的に行われていることが分かる。さらに日本の銀行は、表2からも明らかなように、パナマ、バミューダ、ジャージー島、香港でも大きな比率を占めている。OFC とグローバル銀行が活発な取引を行っている一例となっている。

いずれにしても、OFC は、今日においても、国際金融取引の主要な中継点として機能して

13) たとえば、Bruner (2016) では、クロスボーダー金融ビジネスを強力に展開している OFC として、バミューダ、ドバイ、シンガポール、香港、スイス、アメリカ・デラウェア州を MDSJ（市場支配的な小法域）という独自のフレームワークにまとめ、これらと他を対比する方法で、OFC を叙述している。

いることに変わりはない。

II タックスヘイブンを利用する多国籍企業と富裕層

一方、タックスヘイブンの歴史は OFC の設立よりも古い。そして、租税回避のために伝統的に用いられてきた手法と、OFC におけるより進化した金融技術や多彩な金融商品、シャドバンキングの登場などがミックスして、さらに高次の租税回避手法も生み出され、脱税やマネーロンダリングの温床になっている。Palan, et al. (2010) は次のように述べている。「数々の守秘条項、規制の甘さ、無税あるいは無に近い税率、資本規制無しを提供するタックスヘイブンは、ユーロ市場取引にとって磁石のような存在となった。それどころか、双方ともに回避から生まれ、回避の恩恵に浴しているのだから、OFC の発展は、伝統的タックスヘイブンの理にかなった拡張だった。さらに OFC の特徴である規制の欠如と監督の甘さは、租税回避とマネーロンダリングの目的のために簡単に利用（あるいは濫用）できる。(中略)いくつかのタックスヘイブンは独自の金融センターを発展させたが、主に『記帳』センターあるいは資金調達センターのどちらかとして知られていた」¹⁴⁾。

かくして、一方でイギリス、アメリカ、日本といった先進国に立地する自由市場である、ユーロ市場、IBF、JOM という OFC と、タックスヘイブンが OFC 化した国や地域が混在していったことから、両者の概念を区別することも意味が薄れてきた。たとえば明らかに OFC として発展してきたシンガポールの法人税率の低さによって、同国をタックスヘイブンとよぶことは、シンガポールは受け入れていない。

ただし、事実上タックスヘイブンと言われる国や地域は、金融取引以外のさまざまな歴史的経緯があり、個々の特徴を分析することも重要な課題である。たとえば、アメリカではタックスヘイブンと同じ扱いをされる州に、ニュージャージー州とデラウェア州がよく知られている。ニュージャージー州は近接するニューヨーク州等よりも緩やかな会社法を定め、またグループ会社の設立を認めたことから移転価格操作を可能とし、多くの会社を呼び込んで州の財政難を救った。これはデラウェア州にも採用された¹⁵⁾。さらに、同様の手法はスイスにも持ち込まれた。そしてスイスは有名な1934年の銀行法で、銀行の秘密保護をうたった。リヒテンシュタインはアンスタルトという、所有者を秘密にできる法人の設立を可能にしたことから、スイスの銀行などから多数の資金を呼び込んだ。持株会社の概念を導入したルクセンブルクは、この持株会社がさまざまな税を免除されたことから、多数の金融機関がルクセンブルクに法人を設けた。

タックスヘイブンを利用する主体として、多国籍企業の行動を見逃すことはできない。グー

14) Palan, et al. (2010), 邦訳書, 62頁。

15) Palan, et al. (2010), 邦訳書, 191-192頁。

グル、アップル、アマゾン、フェイスブック等の巨大 IT 企業や、スターバックス等のグローバル企業の租税回避行動に関しては、EU をはじめとして調査と課税要求が進んでいるが、対象となる課税算定は困難を極めているのが現実である。法律や税務の専門家たちが作り上げる一つ一つのスキームが合法となるように、注意深くタックス・プランニングとして設計されている。国や地域における法制や税制の違いを利用して、アップルやグーグルが利用した手法とされる「ダブル・アイリッシュ・ウィズ・ア・ダッチ・サンドイッチ (Double Irish with a Dutch Sandwich)」では、バミューダ、オランダ、アイルランドというタックスヘイブンを利用し、5つのスキームの組み合わせにより、合法的に国際的二重不課税を形成して、アメリカから所得流出を完成させた巧妙な手口である¹⁶⁾。

世界の多国籍企業の対外直接投資のうち、2017年の見積りでは37.8%がSPE（特別目的会社）を経由した投資であったとも報告されている。これらのSPEは、雇用や生産物がなかったり、実体がなかったりするペーパーカンパニーも多く、8つのパススルー経済圏（オランダ、ルクセンブルク、香港、英領ヴァージン島、バミューダ、ケイマン諸島、アイルランド、シンガポール）利用が85%を占めているという¹⁷⁾。

OECDは、多国籍企業の租税回避政策で毎年1,000億ドルから2,400億ドルの税金が失われており、これはグローバル企業の所得税全体の4～10%に相当すると指摘している¹⁸⁾。タックスヘイブンへの資金移転は、企業ならば単純に子会社や関連会社を作ることが基本である。しかしながら、会計士や弁護士、コンサルなど、タックスヘイブンのための知識供与を生業とする人たちが知恵を出し、今日さまざまな活動機関が生み出されている。

オフショア・タックスヘイブンで利用される媒介機関（オフショア・ビークル）は多様な形態をとる。すでに述べたSPE（あるいはSPV：特別目的体）のほか、IBC（インターナショナル・ビジネス・コーポレーション）、非課税法人、LLP（有限責任事業組合）、PCC（保護セル会社）、オフショア信託、オフショア財団、シェルバンクなどの銀行、キャプティブ保険会社等、実にさまざまである¹⁹⁾。

個人（家計）もタックスヘイブンを利用する。Alstadsæter, et al. (2017)によると、家計の富のうちおよそ7兆ドル、すなわち世界のGDPの約10%が、以上で見たオフショア・タックスヘイブンに保有されている。オフショアの富は、所得上位者0.1%の富裕層が80%を保有

16) このスキームは多国籍企業の租税回避事例としてよく引き合いに出される。たとえば、兼平裕子 (2014)、および小西宏美 (2017)、74頁以下、を参照。

17) Damgaard, et al. (2018), p. 52.

18) OECD, <http://www.oecd.org/tax/beps/> (2020年10月15日閲覧)。

19) Palan, et al. (2010)、邦訳書、151-178頁。なお星野 (2019) も、IMF の記述 (IMF 国際収支統計マニュアル第6版) を手がかりに、OFC における SPE およびオフショアバンクが、国際資本移動の結節点として金融仲介の機能を果たしていることを説いている。

し、上位0.01%で50%を保有するとも言われる²⁰⁾。

クレディ・スイスは毎年 *Global Wealth Report* を出している。それによると、所得上位者 1%が、世界の富（2019年で360兆6,000億ドル）の44%を所有している²¹⁾。2019年で、ミリオネア（資産100万ドル以上）の人は、世界全体で4,680万人と見積もられている。同じクレディ・スイスの *Global Wealth Report* 2010年版では、資産100万ドル以上は2,420万人（人口の0.5%）であったので²²⁾、ほぼ倍増している。上位所得者最大国のアメリカは1,861万人で、全体の40%、第2位が中国で10%、第3位が日本の6%となっている。こうした富裕層の一部の富がタックスヘイブンに回っていることは、容易に想像できる。

Ⅲ マネーロンダリング規制の強化と銀行活動

以上見てきた OFC やタックスヘイブンは、不正送金や脱税、マネーロンダリングに利用されてきた。近年、とりわけマネーロンダリングに関しては、表3のように厳しい規制が課せられるようになった。

タックスヘイブンやオフショア市場が絡むマネーロンダリング対策やテロ資金対策に関しては、政府間の国際的協力機関 FATF（Financial Action Task Force）が1989年に設置され、30カ国以上の国や地域が加盟して近年規制の強化に取り組んでいる。FATFは、1990年に参加国が自主的に遵守すべき「40の勧告」をまとめ、1996年に対象となる犯罪の範囲を拡大した。さらに9.11テロ（2001年）の後はテロ資金供与に関する勧告も加え、2012年にはこれま

表3 マネーロンダリング・テロ資金供与関連規制

1970年	アメリカ、マネーロンダリング対策の銀行秘密法制定
1989年	マネーロンダリング対策のための金融活動部会 FATF 設置
1990年	FATF「40の勧告」
2001年	アメリカ、愛国者法制定。マネーロンダリング、テロ資金供与を厳しく規制
2001年	同時多発テロ後、FATF テロ資金対応のための「8の特別勧告」
2004年	FATF「9の特別勧告」
2012年	FATF、従来の勧告を統合・改訂し、リスクベース・アプローチを強化
2013年	FATF、第4次相互審査開始
2013年	アメリカ司法省とスイス政府で、スイス銀行の口座情報の開示に合意
2014年	アメリカ、FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）を定め、世界の金融機関にアメリカ人との取引情報をアメリカの内国歳入庁（IRS）に報告

（出所）筆者作成。

20) Altstadsaeter, et al. (2017), pp. 2-3.

21) Credit Suisse (2019a), p. 5.

22) Credit Suisse (2010), p. 5.

での勧告を統合して、「マネーロンダリング及びテロ・大量破壊兵器拡散への資金供与との戦いに関する国際標準：FATF 勧告」を提言し、リスクベース・アプローチを強化した。2013年からは第4次相互審査を開始し、具体的手法となる「Methodology」を公表した。日本でも、これを受けて財務省や金融庁がガイドラインや基本方針等を定めている。

また、アメリカにおいては、1986年にマネーロンダリング規制法が制定されている。そして2001年にアメリカ愛国者法（現在、アメリカ自由法）、さらに2014年には FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）を定め、世界の金融機関にアメリカ人との取引情報をアメリカの内国歳入庁（IRS）に報告することを求めた²³⁾。国連においても、国際的な組織犯罪防止のために、さまざまな取り組みがなされてきた。2000年には「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（パレルモ条約）を採択した。日本の金融庁も、とくに暗号資産（仮想通貨）取引も含めて KYC（Know Your Customer：本人確認）を金融機関に徹底している。FATF は日本に対して、テロ対策不備を指摘し続け、日本のパレルモ条約締結は2017年で、188番目であった。

マネーロンダリングについて、あらためて確認しておく、マネーロンダリングとは違法行為により得られた犯罪収益と知りながら、経済取引を行う行為を指す。一般的には、次のような①から③のステップで構成される。

- ①プレイメント・・麻薬、武器などの売買による犯罪行為によって得られた収益を現金等に資金化する。
- ②レイヤリング・・銀行口座間での送金の繰り返しや商品、貴金属、割引債等への変換、換金を繰り返して出所を隠蔽する。
- ③インテグレーション・・合法的な株式取引や不動産売買等の経済活動に用いられる²⁴⁾。

このマネーロンダリングに関して、世界のグローバル銀行の多くが犯罪行為を結果的に助けるような形で、関わりを持ってきた。例えば、スイスは、1934年のいわゆる「スイス銀行法」で定められた第三者への顧客情報の開示禁止のため、銀行口座に犯罪マネーを隠匿する格好の場所として利用されてきた。オーストリアも2000年頃までは、銀行の匿名口座が認められていたとされる。

ところで、以上のような、マネーロンダリング等規制が銀行活動に影響をもたらしている面もある。たとえば、グローバル決済にはコルレス銀行関係が必須であるが、近年、コルレ

23) 世界の金融機関とアメリカ IRS が、アメリカ国籍を持つ顧客の口座や収入について、オートマチック型の情報交換を行い、国際的な不正資金移動を制御しようとしたものである。アメリカ国内法の域外適用である。これに対して、Zucman (2013) は、FATCA も、他のいくつかの試みと同様、強制力のなさ、資産隠しに対する防止策のなさ、検証力のなさという問題点があることを指摘している。Zucman (2013), 邦訳書, 92頁以下, 参照。

24) 城祐一郎 (2018), 2頁。

ス銀行関係をグローバルに築いてきた銀行において、その業務を減らし、コルレス関係を削減していこうとする動きが目立つようになってきた。FSB（金融安定理事会）によると、ドル、ユーロ、ポンドに関してコルレス取引に関わった銀行数（重複計算を含む）が、2011年から2016年にかけて、とくにドルおよびユーロのコルレス取引銀行数で15%近くも減少している。FSBはコルレス銀行業が減退していることを示唆していると指摘している²⁵⁾。

コルレス銀行業の減少については、BISの「決済市場インフラ委員会」(CPMI)においても危機感を持って議論されている²⁶⁾。CPMIは銀行へのインタビューから、コンプライアンス規制(AML/CFT)²⁷⁾にかかる費用の大きさをあげている。すなわち、FATFによる前述のさまざまな対策で、国際資金移動に関する厳しい対応が金融機関に設けられた。そのため、コルレス先銀行の顧客デューデリジェンスが求められたり、リスク評価システムの構築を迫られたりして、コルレス銀行業が高コストの業務になっていると指摘している。

IV ウェルス・マネジメントの隆盛

一方で、21世紀に入って金融機関によるマネーロンダリング疑惑はさらに増え、また金額も巨額になっていった。前述のようなFATFや各国の協力によってさまざまな対策が取られても、封じ込めてはいない。この一つの要因として、グローバル銀行＝多国籍銀行が、世界を舞台に富裕層をターゲットとして、ウェルス・マネジメントやプライベート・バンキングを重視してきたこととも関係があると思われる。

Caparusso, J. et al. (2019) は、2016年のG-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）リストに登場する30行の銀行について、比較的直近のデータを使いながら、グローバル金融危機後のグローバル銀行のビジネスモデルの変化について実証を試みている。彼らはまず、銀行ビジネスを大きく次の6つに分ける。

- ①消費者銀行業（もっぱら家計への個人金融サービス）
- ②ウェルス・マネジメント（富裕層対象のプライベート・バンキング、ファンド・マネジメント、保険など）
- ③商業銀行業（中小規模企業への貸出など）
- ④コーポレート・バンキング（とくに大企業相手の貸出）
- ⑤マーケット（種々の手数料業務やトレーディング）
- ⑥トランザクション・サービス（企業や金融機関相手の決済、キャッシュ・マネジメント、

25) FSB (2017), p. 36.

26) BIS, CPMI (2016).

27) 「マネーロンダリング及びテロ資金供与対策」のコンプライアンス規制のうち、AML (Anti-moneylaundering) はマネーロンダリング防止、CFT (Combating the financing of terrorism) は、テロ資金供与対策に関する国際基準をいう。

清算業務など)。

そして、各銀行の財務諸表等から収益を上記の区分に特定し、その数値によって銀行の戦略をグループ化している。それによると、まず第1に、グローバル金融危機後に4分の1以上のG-SIBsがビジネスモデルを転換していると指摘している。とくに、マーケット・ベースのモデルから個人金融サービスへの転換、あるいはコーポレート・バンキングから消費者銀行業やウェルス・マネジメントへの転換が見られるとしている。また、第2に、G-SIBsの収益源が多様化し、多くの銀行がよりユニバーサルな金融サービスの提供に傾いているということである。それぞれがユニバーサル型を取ったり、またより限定的な、専門的な分野をコア業務として構築したりして、しのぎを削っているのが現代のグローバル金融機関ないし多国籍銀行の競争構造と言える。

このCaparusso, J. et al. (2019)のデータ分析によると、G-SIBsの中で②ウェルス・マネジメントをビジネスの中心にしている銀行が、スイスのUBSとアメリカのモルガン・スタンレーである。両行とも②ウェルス・マネジメントと⑤マーケット業務からの収益を合わせると、ほぼ収益全体をカバーしている。

UBSは、2019年末の財務報告によると、純収益113億4,800万ドルのうち、グローバル・ウェルス・マネジメントが49億1,300万ドルと43.3%を占めている。次いで、投資銀行業が41億8,900万ドル、個人およびコーポレート・バンキングが24億3,600万ドルとなっている。

また、モルガン・スタンレーの報告書によると、2019年でウェルス・マネジメントは177億3,700万ドルの純収益があり、純収益合計の42.4%を占めている。モルガン・スタンレーのビジネス区分では、他に証券業務(投資銀行業等)純収益が48.7%、投資マネジメント業務純収益が9.0%となっている²⁸⁾。

この2行に次いでウェルス・マネジメントの構成比が高いのが、クレディ・スイスおよびカナダロイヤル銀行である。そのうち、クレディ・スイスは、2019年の純収益が58億8,700万スイスフラン(約65億ドル)である。クレディ・スイスのビジネス区分ではこれを大きく二つに分け、プライベート・バンキングから42億6,800万スイスフランの収益、アセット・マネジメントから16億1,900万スイスフランの収益としている。全収益の72.5%を占めるプライベート・バンキングは、富裕個人顧客や海外のアセット・マネジャーに対して、アドバイザー・サービスや投資・金融取引のソリューションを提供するものだとしている²⁹⁾。

いずれにしても、グローバル金融機関のビジネスモデルは金融危機後大きく変化した³⁰⁾。

28) Morgan Stanley (2019), p. 27.

29) Credit Suisse (2019b), pp. 75–76.

30) グローバル銀行のビジネスモデルの変化については、野村敦子(2014)、新形 敦(2015)、神山哲也(2015)、なども参照。

そして、とりわけ、大きなシェアを占めるようになった特徴的な分野の一つが、ウェルス・マネジメントあるいはプライベート・バンキングである。グローバル金融危機後の通貨供給量が増大するにつれて、富裕層の資産はますます拡大する傾向にある。これらを顧客の意向に沿うよう、OFC も利用しながら管理・運用するのがウェルス・マネジメントである。

ウェルス・マネジメントのビジネスの研究のため、自らも研修を受けてウェルス・マネージャーとして認定されて、さまざまな内部情報を収集したHarrington (2016)によると、ウェルス・マネージャーの日常業務の大半が「倫理的にグレーの領域」、すなわち形式的には合法的だが、社会的には認められない活動領域において発生するとしている³¹⁾。家族財産や企業資産を守るため、法規制の抜け道や穴を見つけ出し、また多数の法域間の法律の不一致を利用することで、国家や市場と相反する立場にも置かれる³²⁾。そして、現代のウェルス・マネジメントが主に用いる手段としては、「信託、法人、財団という三つの法的構造」を、単独で、あるいは併用して、「多数のバリエーション」を生み出すというものがある³³⁾。これにより、財産や資産への課税を減じたり無税にしたりして、資産保全や継承を確実にする。金融機関の不正や犯罪も、この富裕層を対象としたウェルス・マネジメントあるいはプライベート・バンキングで頻繁に起きている。

V グローバル銀行の不祥事

表4は、主要なグローバル銀行の近年における不祥事をまとめたものである³⁴⁾。ウェルス・マネジメントによる不祥事の例としては、UBSの事件がある。UBSは、世界最大のウェルス・マネージャーであると自他共に認める銀行である。2019年の同行アニュアルレポートによると、ウェルス・マネジメント部門で2兆6,000億ドルの資産を保有し、22,000人の行員がサービスに関わっている。世界的にウェルス・マネジメントでトップリーダーとなっているが、アメリカでもさらに業務を広げようとしている。日本とは、三井住友信託と資本提携し、積極的に日本の富裕層をターゲットにした業務も展開している。UBSについては、同行のプライベート・バンカーだったブラッドレー・バーケンフェルドによる告発書が発表されている。バーケンフェルドは、顧客であったアメリカの大富豪に対し、リヒテンシュタインに設立した信託とUBSを介したスキームなどで脱税をほう助していた。その後彼は、ホイッスルブローアー（内部告発者）として、アメリカ司法省そして連邦裁判所で自らの行為やUBSの犯罪について証言したが、法廷から40ヶ月の収監を言い渡され服役した。

31) Harrington (2016), 邦訳書, 11頁。

32) 同上訳書, 15頁。

33) 同上訳書, 154頁。

34) 各行の不祥事に関しては、US Department of Justice, *JUSTICE NEWS*, 若奈さとみ (2019), 『日本経済新聞』等を参照した。

川本：マネーロンダリング規制下でも続くグローバル銀行の不祥事

表4 グローバル銀行の不祥事

銀行	年月	制裁内容	制裁金等の状況
ドイツ銀行	2012年 6月	LIBOR 不正操作事件に関与	英米金融監督当局からの25億ドルの制裁金に同意した
ドイツ銀行	2015年 11月	アメリカの制裁国であったミャンマー、リビア、スーダン、イラン、シリアと取引	NY州金融サービス局およびアメリカ連銀に2億5,800万ドルの罰金支払い
ドイツ銀行	2016年	国際商品市場で銀価格を不正に操作したとして投資家から損害賠償を求められた	投資家に3,800万ドルを支払うことで合意
ドイツ銀行	2017年 1月	住宅ローン担保証券（サブプライム・ローン関連）の販売に関する清算金	72億ドル支払い（民事罰金として31億ドル、消費者救済に41億ドル）で和解
ドイツ銀行	2017年	ロシアのミラートレードとよばれる100億ドル相当額のマネーロンダリングに関わった	NY州金融サービス局に4億2,500万ドル、イギリス金融行動局に1億6,300万ポンドの罰金を支払った
ドイツ銀行	2018年	ダンスケ銀行の不正、マネーロンダリングに関わったという疑惑	調査中
ドイツ銀行（子会社レグラ）	2019年	マネーロンダリングの疑いがもたれたオフショア取引	フランクフルト検察当局に500万ユーロの罰金、および1,000万ユーロの没収に応じた
ドイツ銀行	2020年	ジェフリー・エプスタインとの取引に関し、犯罪歴から高いリスクがあると知りながら、適切な口座管理をしていなかった	コンプライアンス違反として1億5,000万ドルの罰金が課せられた
UBS	2009年	プライベート・バンカーがアメリカ人に対してスイスに違法の秘密口座を作り、脱税行為を助けた	7億8,000万ドルの罰金が課せられた
UBS	2014年	イギリス出身のトム・ヘイズが、東京を舞台にLIBORの不正操作で巨額の利益を上げていた	トム・ヘイズは、詐欺容疑で逮捕され、取監。UBSは、アメリカ、イギリス、スイスに計15億ドル超の制裁金を支払った
HSBC	2012年	メキシコ（HSBCメキシコ）での麻薬資金8億8,000万ドルのロンダリングや、イランとの通商禁止の回避、テロリストとの取引の疑いのあるサウジアラビア銀行との関係	アメリカ当局より19億ドルの制裁金が課せられた
HSBC	2014年	為替市場の操作の疑い	アメリカ、イギリス、スイス当局から、6億1,800万ドルの支払いが命じられた
HSBC Private Bank	2015年	組織的脱税、マネーロンダリング、犯罪参画、不正金融仲介の容疑	ベルギーの裁判所から告発
BNPパリバ	2004年 から 2012年	原油関連取引に絡み制裁対象国（スーダン、イラン、キューバ）の顧客との間でドル送金を手がける	アメリカ当局から90億ドルという、銀行のマネーロンダリングとしてはこれまでで最高額の罰金を課せられた
ソシエテ・ジェネラル	2018年	イランやキューバなど、アメリカの制裁対象国へ送金を繰り返していた	13億4,000万ドルの罰金が課せられた
クレディ・スイス	2009年 から 2010年	リビア、イラン、スーダン、ミャンマー、北朝鮮のために10年にわたり組織的に犯罪活動に関わった	5億3,600万ドルの罰金
ロイズ	同上	同上	3億5,000万ドルの罰金
パークレイズ	同上	同上	2億9,800万ドルの罰金
パークレイズ	2012年 6月	LIBORの不正操作	英米当局から罰金5,950万ポンドが課せられた

ダンスケ銀行	2020年 現在	ダンスケ銀行エストニア支店経由で、300億ドルという最大級のロシア・旧ソ連マネーのマネーロンダリングの疑い	調査中
ユニクレディト	2002年 から約 10年間	イラン制裁に違反してアメリカ金融システムを使って違法取引を繰り返していた	13億ドルの罰金が課せられた
JP モルガン・チェース	2005年 から 2006年	キューバ国民からの違法電信送金1億7,850万ドルの処理、またスーダンへの違法送金	財務省と8,830万ドルの罰金で和解
JP モルガン・チェース	2013年	サブプライムなど Toxic (有毒) モーゲージと称された証券の投資家説明の不備	司法省に130億ドルの和解金
ウェルズ・ファアゴ	2010年 3月	買収したワコビアが行った麻薬資金の疑いのある資金移動に関わった	1億6,000万ドルの罰金が課せられた
バンク・オブ・アメリカ	2014年	サブプライム関連の金融不正	司法省から166.5億ドルが課せられた
シティグループ、 JP モルガン・チェース、 パークレイズ、RBS、 UBS、バンク・オブ・ アメリカ	2007年 から 5年間	外国為替トレーダーが、顧客注文情報を互いに共有し、共謀して自分たちに有利になるように為替相場を誘導して利益を上げようとしていた	2014年にはスイスの金融規制当局が総額43億ドルの罰金を、また2015年にはアメリカ司法省や欧米監督当局などが、総額58億ドルの罰金を課した
ゴールドマン・サックス	2020年 7月	マレーシアの1MDB (マレーシア政府が発行する政府系ファンド) 汚職に関わった	マレーシア政府に39億ドル支払うことで和解

(出所) 諸資料より筆者作成。

バーケンフェルドの著書から、UBS が実行していた一端をみると、次のようなことが告白されている。

- ・UBS によってスイスで開設され、維持されているアメリカ人のナンバーアカウント (名義人が示されない数字だけのもの) は19,000あり、総資産額が200億ドルに上る。この口座から UBS は年に2億ドル、10年で20億ドルの収益を上げていた³⁵⁾。ナンバーアカウントに資金を預けた顧客に対して、UBS は手数料、カスタディ費用、取引費用を課す。さらに預かり金を顧客が運用できないようにし、必要な時はその資金を貸し付けることで手数料を取る。これだけの手数料を取っても税金を払うことと比較すれば、顧客は喜んで応ずる³⁶⁾。

HSBC もたびたび不祥事を起こしている。HSBC は、買収等により規模を巨大化させながら、イギリスを本店登記地にしてグローバル活動をアグレッシブに展開している金融コングロマリットである。HSBC は2012年にアメリカ上院委員会で、マネーロンダリングに関する

35) Birkenfeld (2017), 邦訳書, 330頁。なお、同邦訳書の「イントロダクション」として、本稿で触れている UBS および HSBC の不祥事を詳細に叙述した、橋 玲「国家とグローバル企業の不都合な情報を暴いた『脱税のスノーデン』」が寄せられている。

36) Birkenfeld (2017), 邦訳書, 141頁。

コンプライアンスの不備を厳しく追及された³⁷⁾。また、2014年には、アメリカ、イギリス、スイス当局から、外国為替市場の不正操作の疑いで6億1,800万ドルの支払いが命じられた。加えて、ウェルス・マネジメントによる不祥事も起こしている。すなわち、スイスのHSBC Private Bank (Suisse)において、同行のプライベート・バンキング部門の行員であったエルヴェ・ファルチャーニが、膨大な顧客情報を盗み出し、フランス、イタリア、スイス等の司法・税務当局に提供した事件である。これは、2015年に機密情報が公開され、スイスリークスとして知られる事件である。情報窃取や銀行の秘密侵害等で、ファルチャーニは逮捕・起訴されたが、同時にベルギーの裁判所は、HSBC Private Bankを組織的脱税、マネーロンダリング、犯罪参画、不正金融仲介の容疑で告発した。脱税に利用していたのは203カ国、10万6,000人で、口座残高は1,190億ドルともいわれた³⁸⁾。ファルチャーニも自らの行為と心境について出版している。そこには、脱税やタックスヘイブンを注意を払わないプライベート・バンカーや、それについて監視をせず、不正を秘密にしておくHSBCの体質などが述べられている³⁹⁾。

不祥事のたびに、巨額の罰金が課せられており、これが経営基盤に大きな痛手となっている銀行もある。たとえば、ドイツ銀行である。ドイツ銀行の近年の株価は2016年から下がり、2017年にやや持ち直したが、2018年から2019年にかけて再び下がり続け、リーマン前と比べると大きく下落した。この背景には、投資銀行業に偏った経営戦略の問題があるが、同時に表4に見られるような、度重なる不祥事による巨額の制裁金などを挙げる見方もある⁴⁰⁾。

その他、脱税や不正送金以外にも、外国為替相場の不正操作や、重要な金利指標として広く利用されてきたことから大きな事件となったLIBOR（ロンドン銀行間金利 London Interbank Offered Rate）不正操作など、グローバル銀行が共謀して自らの利益のために犯した犯罪的行為もある⁴¹⁾。LIBOR不正は、金融犯罪がトレーダーの人的交流をベースにしたグローバルネットワークを利用して行われたものであるが、総じてマネーロンダリング犯罪等も、金融機関同士のグローバルな協力の下に発生しているケースが多い。

37) United States Senate, Permanent Subcommittee on Investigations, “U.S. Vulnerabilities to Money Laundering, Drugs, and Terrorist Financing: HSBC Case History”, ([https://www.hsgac.senate.gov/imo/media/doc/PSI%20REPORT-HSBC%20CASE%20HISTORY%20\(9.6\).pdf](https://www.hsgac.senate.gov/imo/media/doc/PSI%20REPORT-HSBC%20CASE%20HISTORY%20(9.6).pdf) (2020年10月18日閲覧))。

38) <https://www.icij.org/investigations/swiss-leaks/explore-swiss-leaks-data/> (2020年10月18日閲覧)。

39) Falciani and Mincuzzi (2015), 邦訳書, 91-92頁。

40) “Deutsche Bank: An Ugly Story of the Unbridled Arrogance and Downfall of an Investment Bank”, *Forbes*, July 2019, 若奈さとみ (2019) 等を参照した。

41) LIBOR不正事件に関しては、不正の中心人物であったトレーダーであるトム・ヘイズの犯罪について、関わりを持った関係者とともに詳細に記述した Enrich (2017) がある。

む す び

世界金融危機後、金融機関や金融取引に関して、さまざまな追加的規制が実施されてきた⁴²⁾。これらは行きすぎた規制緩和・自由化によって、金融機関の公正さとガバナンスが欠如してしまったことへの反省である。こうした世界金融危機後の諸規制は、ある意味で、これまで銀行や金融界が勝ち取ってきた規制緩和・自由化から逆行した枠組みである。一度、自由化を味わった金融機関が、このままそれに従うのか、諸規制が制定の趣旨や理由を歪めることなく継続的に維持されていくかどうかは、不透明である。

マネーロンダリングに関しても、すでに20年以上前に Strange (1998) が、特定顧客の口座に関する疑念を銀行が持っても、それを政府に報告することで得られるメリットがなければ、積極的には行わないだろうと、至極当然の指摘をしている⁴³⁾。金融機関にとって、マネーロンダリングの摘発に対する見返りや報いがなければ、制度の厳格化だけでは対策は十分には進まないという現実的な問題がある。反マネーロンダリングとしてリスク分析や評価が精緻化されても、金融機関にそれを組織的に活用することが社会的評価と信頼につながるという意識がなければ、コストや負担の重さで効果が削がれてしまう。ここに、依然として金融機関が不祥事を引き起こし続ける土壌が存在すると言ってもよいだろう。

Macartney and Calcagno (2019) は、リーマン後から2016年までに欧米グローバル銀行の不祥事に関して課せられた罰金が、3,260億ドルに上ると算定している。そして、こうした罰金は、金融機関の利益や株価に大きな影響を与えていないとも言う⁴⁴⁾。少し時間をおけば、パフォーマンスを回復させ、再び市場を主導する金融活動に戻るのがグローバル銀行の強さである。グローバル銀行30行がピックアップされている G-SIBs の合計資産額は、50兆ドル以上であり、グローバル銀行資産額全体の3分の1以上になる。今日では、世界の銀行資産ランキングは、ICBC (中国工商銀行) をはじめとする中国の国有商業銀行が、世界のトップを独占するようになった。それらの下になるとは言え、欧米のグローバル銀行は、1990年代から2000年代にかけて合併を繰り返し、資産規模も極めて大きく膨張させてきた。大きすぎてガバナンスが効かない銀行に対しては、種々の規制や罰金で対処するだけでなく、分割や解体も不祥事対応の俎上にのせるべきである。

42) たとえば、店頭デリバティブ取引規制、アメリカの国内法として最近制定されたいわゆるボルカー・ルール、EUにおけるリーカネン報告 (Liikanen (2012)) などがあげられる。

43) Strange (1998), 邦訳書, 235頁。

44) Macartney and Calcagno (2019), p. 630, p. 640.

【引用文献】

- Altstadsaeter, Annette, Niels Johannesen, and Gabriel Zucman, “Who Owns the Wealth in Tax Havens? Macro Evidence and Implications for Global Inequality”, *NBER Working Paper* 23805, September 2017.
- Birkenfeld, Bradley C., *Lucifer’s Banker*, FinanzBuch Verlag, 2017. 長尾慎太郎監修・藤原 玄訳『墮天使バンカー——スイス銀行の黒い真実』パンローリング, 2017年.
- BIS, CPMI, *Correspondent Banking*, July 2016.
- Bruner, Christopher M., *Re-Imagining Offshore Finance*, Oxford University Press, 2016.
- Credit Suisse, *Global Wealth Report 2010*, 2010.
- Credit Suisse, *Global Wealth Report 2019*, 2019a.
- Credit Suisse, *Annual Report 2019*, 2019b.
- Damgaard, Jannick, Thomas Elkjaer, and Niels Johannesen, “Piercing the Veil: Some \$12 Trillion Worldwide is Just Phantom Corporate Investment”, *FINANCE & DEVELOPMENT*, vol. 55, no. 2, June 2018.
- Enrich, David, *The Spider Network*, Harpercollins, 2017. 高崎拓哉訳『スパイダー・ネットワーク——金融史に残る詐欺事件 LIBOR スキャンダルの全内幕』ハーパーコリンズ・ジャパン, 2020年.
- Falciani, Hervé, and Angelo Mincuzzi, *La Cassaforte Degli Evasori*, Chiarelettere, 2015. 芝田高太郎訳『世界の権力者が寵愛した銀行』講談社, 2015年.
- FSB, “FSB Correspondent Banking Data Report”, July 2017.
- Harrington, Brooke, *Capital without Borders*, Harvard University Press, 2016. 庭田よう子訳『ウェルス・マネージャー——富裕層の金庫番』みすず書房, 2018年.
- IMF, Past IMF Staff Assessments on Offshore Financial Centers (OFCs), Last Update: October 03, 2019, <https://www.imf.org/external/np/ofca/ofca.aspx> (2020年10月15日閲覧).
- Liikanen, Erkki, FINAL REPORT of the High-Level Expert Group Chaired by Erkki Liikanen, Brussels, Oct. 2012. 田中素香監訳「EU 銀行業部門の改革に関する最終報告書——リーカネン報告——」『経済学論集』第55巻第1号, 2014年4月.
- Macartney, Huw, and Paola Calcagno, “All bark and no bite: the political economy of bank fines in Anglo-America”, *Review of International Political Economy*, vol. 26, no. 4, 2019.
- Morgan Stanley, *December 2019 Form 10-K*, 2019.
- Murphy, Richard, *Dirty Secrets: How Tax Havens Destroy the Economy*, Verso, 2017. 鬼澤 忍訳『ダーティ・シークレット——タックス・ヘイブンを破壊する』岩波書店, 2017年.
- Palan, Ronan, Richard Murphy, and Christian Chavagneux, *Tax Havens*, Cornell University Press, 2010. 青柳伸子訳『[徹底解明] タックスヘイブンを——グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社, 2013年.
- Schenk, Catherine R., “The Origins of the Eurodollar Market in London: 1955–1963”, *Explorations in Economic History*, 35, 1998.
- Strange, Susan, *Mad Money*, Manchester University Press, 1998. 櫻井公人他訳『マッド・マネー——世紀末のカジノ資本主義』岩波書店, 1999年.
- Zoromé, Ahmed, “Concept of Offshore Financial Centers: In Search of an Operational Definition”, *IMF Working Paper*, April 2007.
- Zucman, Gabriel, *La richesse cachée des nations*, La République des idées, 2013. 林 昌宏訳『失われた国家の富——タックス・ヘイブンの経済学』NTT出版, 2015年.
- 入江恭平『戦後国際金融の歴史的諸相——帰結としての世界金融危機』日本経済評論社, 2019年.
- 金井雄一『ポンドの譲位——ユーロダラーの発展とシティの復活』名古屋大学出版会, 2014年.

- 兼平裕子「英領および EU 域内オフショアを利用した国際的租税回避問題」『愛媛大学法文学部論集総合政策学科編』 vol. 37, 2014年 9 月.
- 神山哲也「投資銀行業務の縮小を進める大手欧銀」『野村資本市場クォーターリー』 2015年.
- 及能正男『オフショア市場——拡大する無国籍金融センター群』有斐閣, 1986年.
- 小西宏美『グローバル資金管理と直接投資』日本経済評論社, 2017年.
- 城祐一郎『マネー・ロンダリング犯罪捜査のすべて〔第 2 版〕』立花書房, 2018年.
- 宅和公志『国際金融から世界金融へ——金融市場の無国籍性』エルコ, 2001年.
- 新形 敦『グローバル銀行業界の課題と展望——欧米アジアの大手銀行とビジネスモデルの行方』文眞堂, 2015年.
- 野村敦子「欧米の主要な総合金融機関におけるビジネスモデルの方向性」『JRI レビュー』第 7 巻第 17 号, 2014 年.
- 星野智樹「国際経済機関におけるオフショア金融センターの捉え方」『国際金融』1326号, 2019年11月.
- 若奈さとみ『巨大銀行のカルテ——リーマンショック後の欧米金融機関にみる銀行の未来』ディスカバー・トゥエンティワン, 2019年.